

IV. 外来機能との連携

1. 入退院における外来機能とその重要性

外来から、入院が予定されている患者に対し、入院する前から積極的な支援を行うことが必要であるとされる。患者が入院することについて事前に理解されることで、外来から入院、そしてスムーズな退院につなげることが可能となるため、外来における入院前からの支援は重要な役割とされます。(図 4)

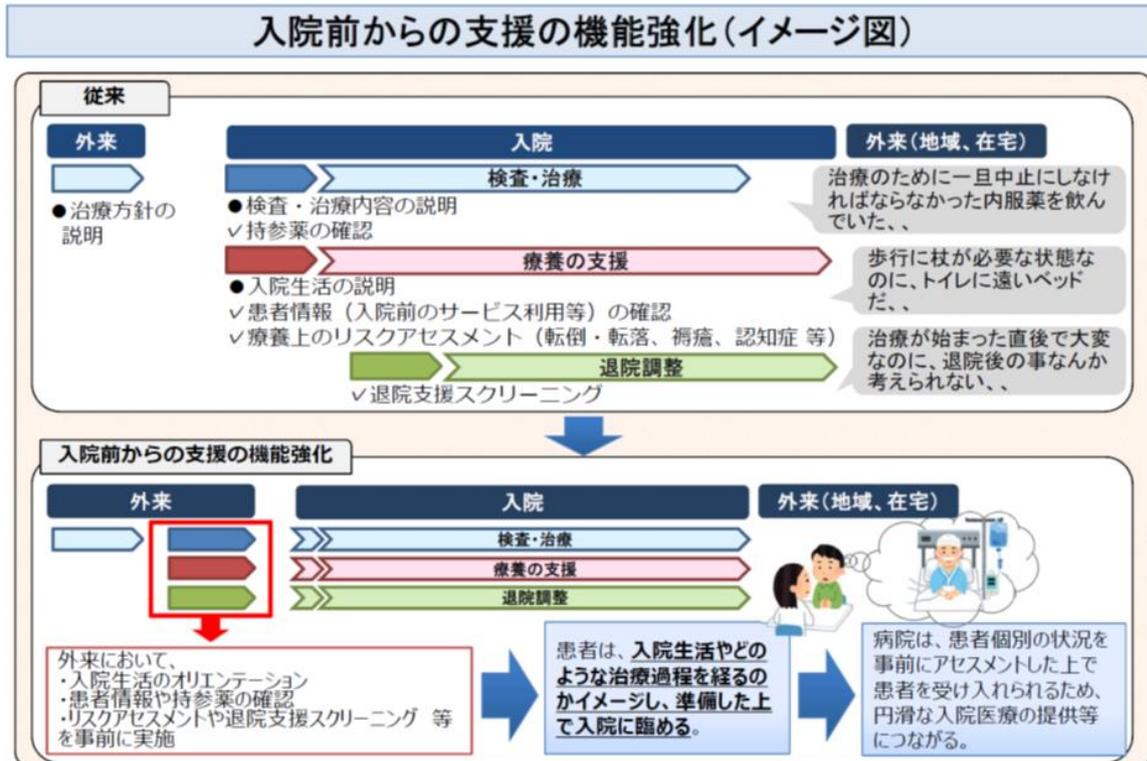


図 4 イメージ図 (厚生労働省資料)

2. 退院支援にかかる診療報酬および介護報酬

令和 2 年度の診療報酬改定においては、入院時支援加算の要件として、入院前に

- ・身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握
- ・入院前に利用していた介護サービス・福祉サービスの把握 (要介護・要支援の場合)
- ・褥瘡に関する危険因子の評価
- ・栄養状態の評価
- ・服薬中の薬剤の確認
- ・退院困難な要因の有無の評価
- ・入院中に行われる検査・治療の説明
- ・入院生活の説明

の項目のすべてを実施し、病棟のスタッフ(看護師・栄養士・リハビリ・薬剤師・MSW など)との情報共有や患者又はその家族等への説明等を行うことが評価され(図 5)、また令和 6 年度の診療報酬改定においては、入院時支援加算について見直しが行われています。(図 6)

入退院支援の取組の推進

入院時支援加算の見直し

➤ 関係職種と連携して入院前にア～クの項目を全て実施し、病棟職員との情報共有や患者又はその家族等への説明等を行う場合の評価をさらに評価する。

現行	改定後																
【入院時支援加算】 入院時支援加算 200点(入院中1回)	【入院時支援加算】 イ (新)入院時支援加算1 230点 ← 項目ア～クを全て行う場合 ロ 入院時支援加算2 200点																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="background-color: #d9e1f2;">ア</td><td>身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握 (必須)</td></tr> <tr><td style="background-color: #d9e1f2;">イ</td><td>入院前に利用していた介護サービス又は福祉サービスの把握 (該当する場合は必須)</td></tr> <tr><td style="background-color: #d9e1f2;">ウ</td><td>褥瘡に関する危険因子の評価</td></tr> <tr><td style="background-color: #d9e1f2;">エ</td><td>栄養状態の評価</td></tr> <tr><td style="background-color: #d9e1f2;">オ</td><td>服薬中の薬剤の確認</td></tr> <tr><td style="background-color: #d9e1f2;">カ</td><td>退院困難な要件の有無の評価</td></tr> <tr><td style="background-color: #d9e1f2;">キ</td><td>入院中に行われる治療・検査の説明</td></tr> <tr><td style="background-color: #d9e1f2;">ク</td><td>入院生活の説明 (必須)</td></tr> </table>	ア	身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握 (必須)	イ	入院前に利用していた介護サービス又は福祉サービスの把握 (該当する場合は必須)	ウ	褥瘡に関する危険因子の評価	エ	栄養状態の評価	オ	服薬中の薬剤の確認	カ	退院困難な要件の有無の評価	キ	入院中に行われる治療・検査の説明	ク	入院生活の説明 (必須)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">外来</div>  </div> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">入院</div>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">ア～クの評価</div> <div style="display: inline-block; width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; margin: 0 5px;"></div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">事前に情報共有</div> <div style="display: inline-block; width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; margin: 0 5px;"></div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">入院後の対応</div> </div>
ア	身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握 (必須)																
イ	入院前に利用していた介護サービス又は福祉サービスの把握 (該当する場合は必須)																
ウ	褥瘡に関する危険因子の評価																
エ	栄養状態の評価																
オ	服薬中の薬剤の確認																
カ	退院困難な要件の有無の評価																
キ	入院中に行われる治療・検査の説明																
ク	入院生活の説明 (必須)																

総合機能評価加算の新設

➤ 入退院支援加算について、高齢者の総合的な機能評価を行った上で、その結果を踏まえて支援を行う場合の評価を行う。

207

図5 入退院支援の取組の推進 (厚生労働省資料 令和2年度診療報酬改定)

入退院支援加算1・2の見直しについて①

入院時支援加算1の見直し

➤ 入院前からの支援をより充実・推進する観点から、入院時支援加算1の評価を見直す。

現行	改定後
【入退院支援加算】 注7 入院時支援加算1 230点 入院時支援加算2 200点	【入退院支援加算】 注7 入院時支援加算1 240点 入院時支援加算2 200点

入退院支援加算1の施設基準で求める連携機関数について

➤ 入退院支援における関係機関との連携強化の観点から、入退院支援加算1の施設基準で求める連携機関数について、急性期病棟を有する医療機関では病院・診療所との連携を、地域包括ケア病棟を有する医療機関では介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等との連携を一定程度求める。

現行	改定後
【入退院支援加算1】 【施設基準】 (4) 転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する連携機関の数が25以上であること。	【入退院支援加算1】 【施設基準】 (4) 転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する連携機関の数が25以上であること。なお、急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)又は専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)を算定する病棟を有する場合は当該連携機関の数のうち1以上は保険医療機関であること。 また、地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室を有する場合は当該連携機関の数のうち5以上は介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者であること。

生活に配慮した支援の強化

➤ 退院支援計画の内容に、リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理等を含む、退院に向けて入院中に必要な療養支援の内容並びに栄養サポートチーム等の多職種チームとの役割分担を盛り込むことを明記する。

図6 入退院支加算の見直しについて (厚生労働省資料 令和6年度診療報酬改定)

16

入退院支援に係る診療報酬および介護報酬において、入院時から来院時にかけて、病院、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問・通所リハビリテーションの算定について図7に示します。

(令和6年6月1日現在)

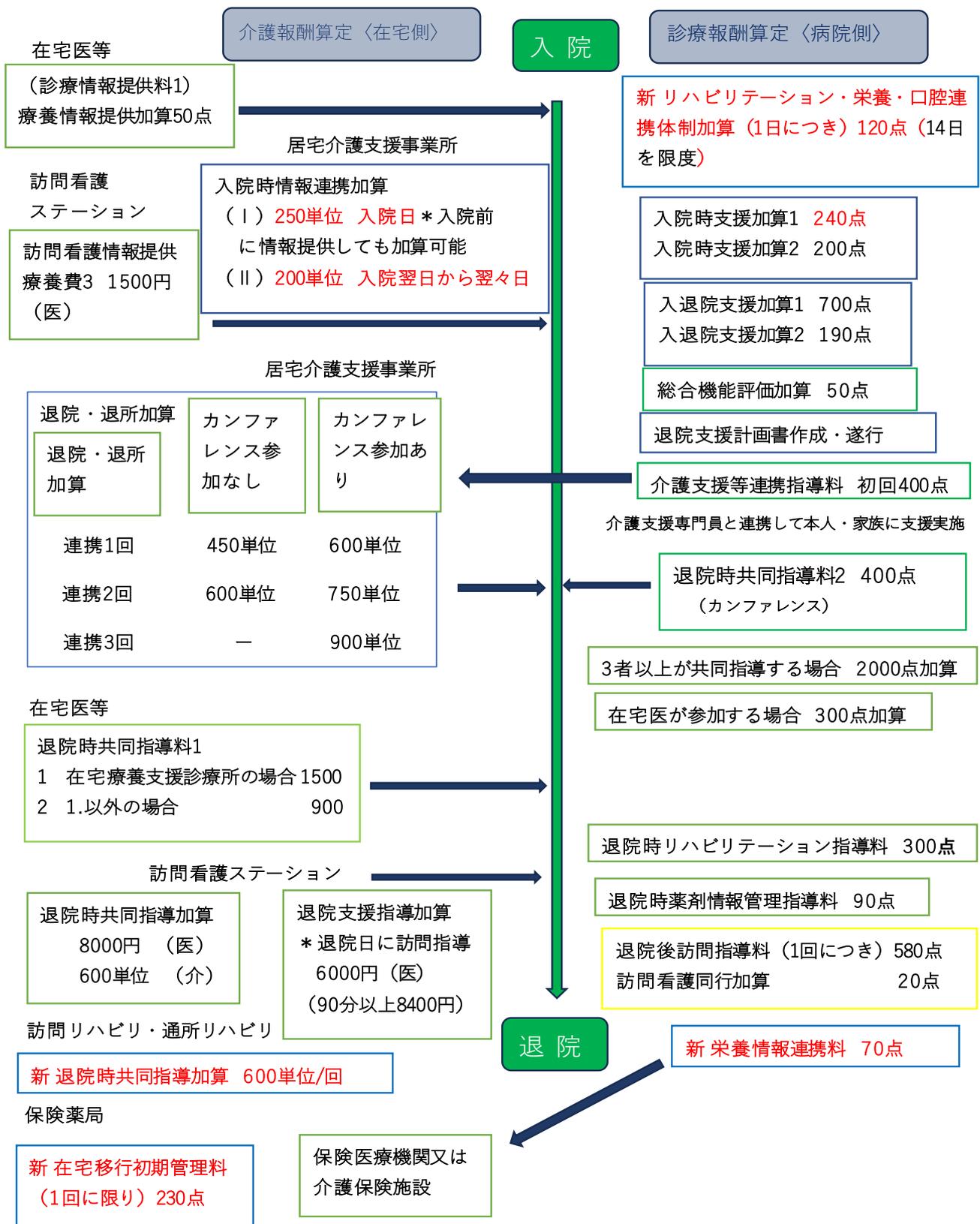


図7 入退院支援に係る診療報酬および介護報酬